

## 南山大学研究データポリシー解説

南山大学（以下「本学」という。）は、キリスト教世界観に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって人間の尊厳を尊重かつ推進する人材を育成することを目的とし、人間・文化・国際社会に関わる高度な学術研究の推進に取り組んでいる。このため本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、さらなる学術研究の発展と地域社会・国際社会への知の還元を進めるにあたり、研究活動の過程で得られる研究データの管理・公開・利活用についての原則を以下のとおり定める。

- ・本ポリシーは、建学の理念のもとに策定するものであることを示した。

### （研究データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタルであるか否かを問わない。

### （研究データの定義）

- ・研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルであるか否かは問わない。収集または生成したデータにとどまらず、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。  
※「南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン」が対象としている研究データは、研究活動に伴い発生し、または使用する文書（実験ノート等を含む）、数値データ、画像等の資料、実験試料、標本等の試料および模型・装置のうち、雑誌等により外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものを指すが、上記ガイドラインが対象としていないものも本ポリシーにおける研究データに含まれる。
- ・本学の研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在職中にこれらを保存・利用している場合は本ポリシーの対象となる。
- ・研究者には、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、研究者に含まれるものとする。  
※研究者の定義は「南山大学研究活動上の行動規範」に定めるものと同じとする。

### （研究データの管理）

2. 研究データの管理、公開および利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法

令および本学の規程等の範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究データの管理等)

- ・研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理、公開し、利活用させるかについて決定することができる。ただし、その決定は、法令および本学の規程（「南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン」等）、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を有する場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替および外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、それらを害してはならないという制約を受ける。なお、学生は、指導教員の指導に基づき、研究データの管理、公開および利活用の方法を決定する。
- ・研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを指す。
- ・研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データからより多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。

(研究者の責務)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(研究者の責務)

- ・研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決定しなければならない。  
※「南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン」では、「(1)研究データは、それを生み出した研究者自身が責任を持って保存しなければならない。研究者は、退職、修了または卒業等（以下、退職等という。）により本学に所属しなくなった後も、本ガイドラインの定めに従わなければならない。」および「(2)研究者の退職等の際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに退職後の連絡先を把握して追跡可能とするなどの措置を講ずるものとする。」と規定している。
- ・本ポリシーでは、前述の法令や本学の規程等の定め範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開可能なデ

ータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学術研究の発展と地域社会・国際社会への知の還元を進めることを目指している。

- ・研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究データを公開する際には、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開の可否を適切に判断する必要がある。
- ・公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学および研究者の信用を損なうことにもつながる。研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。
- ・公開することに問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略称であるFAIR原則は、オープンサイエンスの推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

#### （大学の責務）

4. 本学は、研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

#### （大学の責務）

- ・大規模なデータを多くの機関や研究者から収集するプラットフォームや、その情報を活用したビジネスが生まれる中、本学の将来にわたる研究活動を守ることや公開機能を持つことによる学術研究の発展のために、大学として研究データを適切に管理・公開し、利活用に供することができる基盤を整備する等、支援環境を整えることが重要である。
- ・本学が研究者に提供する支援環境の例として以下が考えられる。
  1. 研究データを管理するための保存基盤を提供する。
  2. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
  3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
  4. 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
  5. 共同研究や産学連携、アウトリーチ等における研究データの利活用を支援する。
  6. 研究データに関する契約、法務等を支援する。
  7. 研究データの管理の取組みを奨励し、実績を評価する。
  8. 研究データの管理、公開および利活用に関わるガイドラインや実施要項等を定める。
  9. 研究データの管理、公開および利活用に関して啓発する。

(その他)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜、本ポリシーの見直しを行うものとする。

(その他)

本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明示している。